

長崎県吹奏楽コンクール実施規定

第1章 総則

- 第1条 長崎県吹奏楽コンクールは、長崎県吹奏楽連盟および朝日新聞社の主催で実施する。
 第2条 長崎県吹奏楽コンクールは、九州吹奏楽連盟主催九州吹奏楽コンクールの予選を兼ねる。
 第3条 長崎県吹奏楽コンクールの実施期日、会場は、前年度までの理事会で決定する。

第2章 実施部門および参加人員

- 第4条 実施部門は次のとおりとする。
 (1) 小学生の部 (2) 中学生の部 (3) 高等学校の部
 (4) 大学の部 (5) 職場一般の部

- 第5条 各部門の参加人数は次のとおりとする。

実施部門	登録人員	演奏人員
小 学 生	演奏人員 + 5名以内	自 由
中 学 生	演奏人員 + 5名以内	50名以内
高 等 学 校	演奏人員 + 5名以内	55名以内
大 学	演奏人員 + 5名以内	55名以内
職 場 一 般	演奏人員 + 5名以内	65名以内

ただし、指揮者は人数には含まれない。

第3章 参加資格

- 第6条 各実施部門の参加資格者は、長崎県吹奏楽連盟において5月末までに加盟手続きを完了した団体に属し、次のとおりとする。

- (1) 小学生の部 構成メンバーは同一小学校に在籍している児童とする。ただし、合同バンドおよび地域バンドについては、九州吹奏楽コンクール実施規定に準ずる。
 (2) 中学生の部 構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。ただし、同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。
 (3) 高等学校の部 構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。ただし、同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認めるが、それぞれの部門での加盟を条件とする。
 (4) 大学の部 構成メンバーは同一の大学、および高等専門学校に在籍している学生とする。
 (5) 職場一般の部 構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第7条に該当するメンバー及び、職業演奏家の参加は認めない。

- 第7条 奏者は全部門、全パートを通じ、二つ以上の団体で重複して出場することは認めない。

- 第8条 指揮者の資格については制限しないが、同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

- 第9条 登録名簿提出後の奏者変更並びに指揮者変更については、団体責任者が理事長宛に文書で連絡をすること。

- 第10条 参加団体の資格について疑義があるときはその団体を調査し、出場停止または入賞等を取り消すことができる。

第4章 課題曲、自由曲および演奏時間

- 第11条 参加団体（小学生の部を除く）は課題曲と自由曲を演奏して審査を受けるものとする。なお、課題曲のスコアに記譜された音・音域を変えて演奏することは認めない。

- 第12条 課題曲は全日本吹奏楽連盟が決定したものとする。ただし、小学生の部については課題曲を設けない。

- 第13条 課題曲は、スコアに指定された楽器編成を尊重すること。

実施規定

第14条 自由曲は、木管楽器、金管楽器。打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認める。その他、特別な楽器の使用については、全日本吹奏楽連盟の見解に基づく。

第15条 課題曲、自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えはできる。

第16条 課題曲、自由曲とも同一の指揮者で演奏しなければならない。

第17条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者に編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けない自由曲の演奏は認められない。

第18条 演奏時間（小学校の部を除く）は、課題曲、自由曲を含めて12分以内とする。演奏時間とは課題曲の開始から自由曲の終了までをいう。なお、演奏時間が超過した場合は失格となり、審査の対象とならない。

第19条 小学生の部については、自由な選曲で1ないし2曲とし、演奏時間は7分以内とする。5分以上の演奏が望ましいが、5分以内でも審査対象外とはならない。

第20条 ピアノ及び会場備え付けの楽器の使用は、使用料、調律料を使用団体が負担すること。ただし、使用する団体は、事前に申し込むこと。

第5章 出演順・審査および表彰

第21条 出演順は抽選により決定する。ただし、特殊事情がある団体は、事前に理事長宛に文書で連絡をすること。

第22条 審査員は、理事会の決定を経て理事長が委嘱する。

第23条 審査員の数は原則として5名とする。

第24条 審査方法は別途定める長崎県吹奏楽コンクール審査内規によるものとする。

第25条 表彰は各部門ごとに、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを授与する。ただし、規定により失格となった団体は表彰の対象としない。また、中学校の県大会の表彰は別途定める。

第26条 九州吹奏楽コンクールへの各部門推薦団体数は、前年度の九州吹奏楽連盟理事会により決定する。

第6章 補則

第27条 本規定の改廃は、理事会で議決する。

附則

- 1 本規定は平成15年4月22日より実施する。
- 2 本規定は平成17年4月19日改正し、施行する。
- 3 本規定は平成20年4月17日改正し、施行する。
- 4 本規定は平成21年4月23日改正し、施行する。
- 5 本規定は平成23年4月20日改正し、施行する。
- 6 本規定は平成25年4月18日改正し、施行する。
- 7 本規定は平成30年10月16日改正し、施行する。
- 8 本規定は令和5年4月19日改正し、施行する。

長崎県吹奏楽コンクール審査内規

第1条 この内規は、長崎県吹奏楽コンクール実施規定第24条に基づき、審査について定めるものである。

第2条 審査は課題曲、自由曲（小学生の部を除く）をそれぞれを10点満点で評価する。この結果、課題曲・自由曲（小学生の部を除く）共に50点満点、計100点満点の審査とする。

ただし、小学生の部は演奏された1ないし2曲を総合して10点満点で評価する。この結果、50点満点の審査とする。

中学生の部の地区大会は、原則として78点以上を金賞、55点以上を銀賞、55点未満を銅賞とする。中学生の部の県大会は、成績上位から県代表校を選出し、最優秀賞を授与する。その他の学校には優秀賞と奨励賞をほぼ同数ずつ授与する。

高等学校の部の県大会は、原則として80点以上を金賞、60点以上を銀賞、60点未満を銅賞とする。

第3条 九州吹奏楽コンクールへの推薦は、合計点の上位より決定する。ただし、同点複数の場合は審査員の投票により決定する。

第4条 審査の評価は、審査員名をふせて参加団体責任者に公表する。

附則

- 1 本内規は平成15年4月22日より実施する。
- 2 本内規は平成17年4月19日改正し、施行する。
- 3 本内規は平成19年4月17日改正し、施行する。
- 4 本内規は平成20年4月17日改正し、施行する。
- 5 本内規は令和4年4月20日改正し、施行する。
- 6 本内規は令和5年4月19日改正し、施行する。

長崎県マーチングコンテスト実施規定

第1章 総 則

第1条 長崎県マーチングコンテストは、長崎県吹奏楽連盟および朝日新聞社の主催で実施する。

第2条 長崎県マーチングコンテストは、九州吹奏楽連盟主催九州マーチングコンテストの予選を兼ねる。

第3条 長崎県マーチングコンテストの実施期日、会場は、前年度までの理事会で決定する。

第2章 実施部門および参加人員

第4条 マーチングコンテストは、次のとおり実施する。

1 中学生の部、高等学校以上の部

2 参加人数は、中学生の部、高等学校以上の部は81名以内（ドラムメジャーを含む）とする。ただし、指揮者はこの人数に含まない。

第3章 参加資格

第5条 各実施部門の参加資格者は、長崎県吹奏楽連盟において5月末までに加盟手続きを完了した団体に属し、次のとおりとする。

(1) 中学生の部 構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。ただし、同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。

(2) 高等学校以上の部

①高等学校の構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。ただし、同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認めるが、それぞれの部門での加盟を条件とする。

②大学の構成メンバーは同一の大学、および高等専門学校に在籍している学生とする。

③職場の構成メンバーは同一経営の会社、工場、事業所、官庁などで、経営者または組合などの許可を得て設立されている団体に属し、その勤務先に常時勤務しているものとする。

④一般の構成メンバーは第6条に該当しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第6条 奏者は全部門、全パートを通じ、二つ以上の団体で重複して出場することは認めない。

第7条 参加団体の資格について疑義があるときは、その団体を調査し、出場停止または入賞等を取り消すことができる。

第4章 マーチングコンテストの演奏および演技

第8条 演奏曲は自由とする。

第9条 出演時間は6分以内とする。出演時間とは、演奏または演技の開始から終了までの時間をいい、入退場時間を含まない。出演時間が超過した場合は、審査の対象としない。

ただし、フェスティバルの部は8分以内とし、審査の対象としない。

第10条 規定課題および手具、大道具、ドラムメジャー、指揮者、入れ替え、使用楽器については、毎年度全日本吹奏楽連盟から提示される全日本マーチングコンテスト規定に準ずるものとする。

第11条 著作権の存在する楽曲を編曲して使用する場合は、事前に著作権者の許諾を受けなければ、演奏を認めない。

第5章 マーチングコンテストの出演順、審査および表彰

第12条 出演順は、抽選により決定する。ただし、特殊事情がある団体は、所定の様式にて事前に理事長に文書を提出しなければならない。

第13条 審査員は、理事会の決定を経て、理事長が委嘱する。

第14条 審査員の数は、原則として5名とする。

第15条 審査の対象は、演奏または演技の開始より終了までとする。

第16条 審査方法は、別途定める長崎県マーチングコンテスト審査内規によるものとする。

第17条 表彰は次のとおり行う。ただし、規定により失格となった団体は、表彰の対象にならない。

2 参加団体には部門ごとに金賞、銀賞、銅賞のいずれかを授与する。ただし、フェスティバルの部の参加団体には賞を付与しない。

第18条 九州マーチングコンテストへの各部門推薦団体数は、開催年度の出場数により九州吹奏楽連盟が定める算出方法で決定する。

第6章 規定課題の判定

第19条 規定判定員は、規定課題の判定を行い、事業部会の決定を経て理事長が委嘱する。

2 規定判定員の数は、2名以上とする。

第20条 規定課題違反は、1規定につき2点の減点とし、評価点数から減ずる。

第7章 補則

第21条 本規定の改廃は、理事会で議決する。

附則

1 本規定は平成15年4月22日より実施する。

2 本規定は平成16年4月20日に改正し、施行する。

3 本規定は平成20年4月17日に改正し、施行する。

(第12条、第14条は全日本吹奏楽連盟の実施規定変更に伴う変更。平成20年度)

4 本規定は平成21年6月18日に改正し、施行する。

5 本規定は平成23年4月20日に改正し、施行する。

6 本規定は平成25年4月18日に改正し、施行する。

7 本規定は平成27年4月15日に改正し、施行する。

8 本規定は平成30年4月18日に改正し、施行する。

9 本規定は平成31年4月17日に改正し、施行する

10 本規定は令和4年4月20日改正し、施行する。

11 本規定は令和5年4月19日改正し、施行する。

長崎県マーチングコンテスト審査内規

第1条 この内規は、長崎県マーチングコンテスト実施規定第16条に基づき、審査について定めるものである。

第2条 マーチングコンテストの部の審査は演奏、演技それぞれを10点満点で評価する。この結果、演奏・演技ともに50点満点、計100点満点の審査とする。

第3条 九州マーチングコンテストへの推薦は、合計点の上位より決定する。ただし、同点複数の場合は審査員の投票により決定する。

第4条 審査の評価は、審査員名をふせて参加団体責任者に公表する。

附則

- 1 本内規は平成15年4月22日より実施する。
- 2 本内規は平成16年4月20日改正し、施行する。
- 3 本内規は令和4年4月20日改正し、施行する。

長崎県小学生バンドフェスティバル実施規定

第1章 総則

第1条 長崎県小学生バンドフェスティバルは、長崎県吹奏楽連盟及び朝日新聞社の主催で実施する。

第2条 長崎県小学生バンドフェスティバルは、九州吹奏楽連盟主催九州小学生バンドフェスティバル予選を兼ねる。

第3条 長崎県小学生バンドフェスティバルは、長崎県吹奏楽連盟に加盟する団体が参加する。

第4条 長崎県小学生バンドフェスティバルの実施期日及び会場は、前年度までの理事会で決定する。

第2章 参加人員

第5条 参加人員は、指揮者を含んで自由とする。

第3章 参加資格

第6条 参加資格者は、長崎県吹奏楽連盟に加盟手続きを完了した団体に属し、同一小学校に在籍している児童とする。ただし、第1項および第2項において各号の条件すべてを満たす場合は各項での参加を認める。

1 合同バンド

(1) 合同は原則2校とすること。ただし、その2校はそれぞれの団体、またはいずれかの団体が単独で参加できない学校同士の合同でなければならない。

(2) それぞれの学校が本連盟に加盟をしていること。

(3) 大会に出場する場合は、所属する児童が全員出場すること。

(4) 合同での出場をしなければならない理由があると理事長が認めること。なお、実情を確認し、合同バンドでの参加資格を満たすかどうか理事長が判断する。

(5) 合同バンドは、九州大会および全国大会に推薦することができる。

2 地域バンド

(1) 地域バンドが本連盟に加盟していること。

(2) メンバーの構成が小学生のみであること。なお、実情を確認し、地域バンドでの参加資格を満たすかどうか理事長が判断する。

(3) 地域バンドは、九州大会および全国大会に推薦することができる。

第7条 出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

第8条 指揮者の資格については制限しない。

第9条 参加団体の資格に疑義があるときは、その団体を調査し、出場停止または入賞等を取り消すことができる。

第4章 演奏および服装

第10条 演奏曲は自由とする。

第11条 演奏時間は7分以内とする。ただし、入退場時間は含まない。なお、演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第12条 参加団体は、吹奏楽かそれに準ずる木管楽器、金管楽器、打楽器を中心とする編成であることとし、演奏スタイルはマーチングスタイルか、フリースタイルかを選択することとする。

第13条 演奏演技については、原則として30m×30mのフロア内で行うものとする。

第14条 服装および手具、の使用は自由とする。ただし、着用する靴はゴム底のマーチングシューズまたは体育館シューズを原則とし、会場の使用条件に準ずることとする。

実施規定

第15条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者の許諾を受けなければならない。万一、違反が発生した場合の責任は出場団体にある。

第5章 出演順・審査および表彰

第16条 出演順は、代表者会議において決定する。ただし、特殊事情がある団体は、所定の様式にて事前に理事長に文書を提出しなければならない。

第17条 審査員は、理事会の決定を経て理事長が委嘱する。

第18条 審査員の数は原則として5名とする。

第19条 審査の対象は、演奏または演技の開始より終了までとする。

第20条 審査方法は、別途定める長崎県小学生バンドフェスティバルの審査内規によるものとする。

第21条 表彰は、各参加団体に金賞、銀賞、銅賞のいずれかを授与する。ただし、規定により失格となった団体は、表彰の対象としない。

第22条 九州小学生バンドフェスティバルへの推薦団体数は、開催年度の出場数により九州吹奏楽連盟が定める算出方法で決定する。

第6章 補則

第23条 本規定の改廃は、理事会で議決する。

附則

- 1 本規定は平成19年6月19日より実施する。
- 2 本規定は平成27年4月15日に改正し、施行する。
- 3 本内規は令和4年4月20日改正し、施行する。
- 5 本内規は令和5年2月22日改正し、施行する。

長崎県小学生バンドフェスティバル審査内規

第1条 この内規は、長崎県小学生バンドフェスティバル実施規定第20条に基づき、審査について定めるものである。

第2条 審査は演奏を中心に、10点満点で評価する。この結果、50点満点の審査とする。

第3条 九州小学生バンドフェスティバルへの推薦は、合計点の上位より決定する。ただし、同点複数の場合は審査員の投票により決定する。

第4条 審査の評価は、審査員名をふせて参加団体責任者に公表する。

附則

- 1 本内規は平成19年6月19日より実施する。
- 2 本内規は令和4年4月20日改正し、施行する。

長崎県アンサンブルコンテスト実施規定

第1章 総 則

第1条 長崎県アンサンブルコンテストは、長崎県吹奏楽連盟および朝日新聞社の主催で実施する。

第2条 長崎県アンサンブルコンテストは、九州吹奏楽連盟主催九州アンサンブルコンテストの予選を兼ねる。

第3条 長崎県アンサンブルコンテストの実施期日、会場は、前年度までの理事会で決定する。

第2章 実施部門および参加人員

第4条 実施部門は次のとおりとする。

- (1) 小学生の部 (2) 中学生の部 (3) 高等学校の部
- (4) 大学の部 (5) 職場一般の部

第5条 編成は、1チーム3名以上8名以内とする。ただし、小学生の部については10パート10人までの演奏を認める。ただし、パートの重複は認めない。

第3章 参加資格

第5条 各実施部門の参加資格者は、長崎県吹奏楽連盟において5月末までに加盟手続きを完了した団体に属し、次のとおりとする。

(1) 小学生の部 構成メンバーは同一小学校に在籍している児童とする。ただし、合同バンドおよび地域バンドについては、九州アンサンブルコンテスト実施規定に準ずる。

(2) 中学生の部 構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。ただし、同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。

(3) 高等学校の部 構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。ただし、同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認めるが、それぞれの部門での加盟を条件とする。

(4) 大学の部 構成メンバーは同一の大学、および高等専門学校に在籍している学生とする。

(5) 職場一般の部 構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第7条に該当するメンバー及び、職業演奏家の参加は認めない。

第7条 奏者は全部門、全パートを通じ、二つ以上の団体で重複して出場することは認めない。

第8条 同一団体から1チームのみ参加することができる。

第9条 参加団体の資格について疑義があるときはその団体を調査し、出場停止または入賞等を取り消すことができる。

第4章 演奏

第10条 編成は、木管楽器、金管楽器、打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、次の5項については認めない。

- (1) 同一パートを2名以上の奏者で演奏すること。
- (2) 独立した指揮者をおくこと。
- (3) ピアノ及びリコーダーの使用。
- (4) コントラバス(弦バス)のみの編成による出場。
- (5) その他、全日本アンサンブルコンテスト実施規定に違反すること。

第11条 参加チームは代表者会時にフルスコア(作曲者、編曲者、出版社、編成がわかるページのみで可)を提出する。

実施規定

- 第12条 参加チームは任意の1曲を演奏して審査をうけるものとし、組曲も1曲とみなす。
- 第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者からの編曲の許諾を受けなければならない。
- 第14条 演奏時間は5分以内とし、その時間を越えた場合失格とする。

第5章 出演順・審査および表彰

- 第15条 出演順は抽選により決定する。ただし、特殊事情がある団体は、所定の様式にて事前に理事長宛に文書で連絡をすること。
- 第16条 審査員は、理事会の決定を経て理事長が委嘱する。
- 第17条 審査員の数は原則として5名とする。
- 第18条 審査方法は別途定める長崎県アンサンブルコンテスト審査内規によるものとする。
- 第19条 表彰は各部門ごとに、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを授与する。ただし、規定により失格となった団体は表彰の対象としない。
- 第20条 九州アンサンブルコンテストへの各部門推薦団体数は、前年度の九州吹奏楽連盟理事会により決定する。

第6章 補則

- 第21条 本規定の改廃は、理事会で議決する。

附則

- 1 本規定は平成15年4月22日より実施する。
- 2 本規定は平成20年4月17日改正し、施行する。
- 3 本規定は平成21年4月23日改正し、施行する。
- 4 本規定は平成23年4月20日改正し、施行する。
- 5 本規定は平成24年4月16日改正し、施行する。
- 6 本規定は平成25年10月24日改正し、施行する。
- 7 本規定は平成26年4月16日改正し、施行する。
- 8 本規定は平成26年10月20日改正し、施行する。
- 9 本規定は平成27年6月17日改正し、施行する。
- 10 本規定は平成30年10月16日改正し、施行する。
- 5 本規定は令和5年4月19日改正し、施行する。

長崎県アンサンブルコンテスト審査内規

第1条 この内規は、長崎県アンサンブルコンテスト実施規定第18条に基づき、審査について定めるものである。

第2条 審査は技術・表現をそれぞれを10点満点で評価する。この結果、技術・表現、共に50点満点、計100点満点の審査とする。

第3条 九州アンサンブルコンテストへの推薦は、合計点の上位より決定する。ただし、同一点複数の場合は審査員の投票により決定する。

第4条 審査の評価は、審査員名をふせて参加団体責任者に公表する。

附則

- 1 本内規は平成15年4月22日より実施する。
- 2 本内規は令和4年4月20日改正し、施行する。